

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

記

- 1 調達案件名 スマートフォンの借上
- 2 仕様等 別紙仕様書のとおり
- 3 見積書提出期限 令和8年5月12日（火） 17時00分

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先

関東管区警察学校庶務部会計課調達係

〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1

電話番号 042-321-3448（直通）

mail kanto.RPS.tyoutatsu@npa.go.jp

※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。

※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いします。

※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書の内、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。

（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

【見積書必須事項】

(見本)

見積書

作成日の記載

宛名は、下記のとおり
(課名等の記載は不要。)

令和 ** 年 ** 月 ** 日

関東管区警察学校 御中

〇〇〇〇株式会社 社印

代表取締役 〇 〇 〇 〇 代表取締役
役之印

東京都小平市〇〇町1-2-3

Tel 123-1234-1234

担当 〇 〇 〇 〇

Tel 123-1234-1234

代表者、役職・氏名の記載。
社印・代表者印又は代表社印の押印。
※ただし、社印、代表社印は、担当者の氏名・連絡先の記載があれば省略することが出来る。

担当者の氏名及び連絡先の記載

品名	数量	日数	単価	金額
(1)				
レンタル料 (配送料等を含む)	5台	3日	1,234	18,510
インターネット使用料 (通信量上限●GB)	5台	3日	2,345	35,175
(2)				
レンタル料 (配送料等を含む)	5台	3日	1,234	18,510
インターネット使用料 (通信量上限●GB)	5台	3日	2,345	35,175
(3)				
レンタル料 (配送料等を含む)	5台	3日	1,234	18,510
インターネット使用料 (通信量上限●GB)	5台	3日	2,345	35,175
(4)				
レンタル料 (配送料等を含む)	5台	3日	1,234	18,510
インターネット使用料 (通信量上限●GB)	5台	3日	2,345	35,175
(5)				
レンタル料 (配送料等を含む)	5台	3日	1,234	18,510
インターネット使用料 (通信量上限●GB)	5台	3日	2,345	35,175
小計				268,425
消費税				26,842
合計				295,267

※消費税は、「円未満切捨て」でお願いします。

※様式、記載方法は問いませんが、予定数量（日数、台数）、レンタル条件等の記載をお願いします。

仕 様 書

1 契約件名

スマートフォンの借上

2 適用範囲

本仕様書は、関東管区警察学校における訓練を行う際に使用するスマートフォンの提供業務について、請負者が提供する携帯電話の要件、提供方法、利用料金等について規定する。

3 納入場所（使用場所）

東京都小平市喜平町2-5-1 関東管区警察学校 会計課

4 予定期間及び予定数量

- (1) 令和8年5月26日(火)から同年5月28日(木) の 3日間 ・ 5台
- (2) 令和8年7月24日(金)から同年7月29日(水)までの内、3日間 ・ 5台
- (3) 令和8年10月2日(金)から同年10月7日(水)までの内、3日間 ・ 5台
- (4) 令和8年12月11日(金)から同年12月16日(水)までの内、3日間 ・ 5台
- (5) 令和9年3月1日(月)から同年3月4日(木)までの内、3日間 ・ 5台

※予定期間（日数）及び予定数量（台数）は、増減する場合がある。

※借上日等の決定は、6(1)に規定する予約の際に通知するものとする。

5 スマートフォンの要件

受注者が提供する携帯電話は、以下の要件を備えること。

(1) インターネット接続機能

上記納入場所において、スマートフォンにインストールされたウェブブラウザによって、インターネットに接続できること。

なお、通信規格が4G以降対応の機種であり、OSはAndroid、iOSの別を問わない。

(2) SMS機能

利用しない。

(3) 音声通話機能

利用しない。

(4) 付属品

スマートフォンには、日本語表記の取扱説明書、充電器及びその他スマートフォンを使用する上で必要となる機器類について付属させること。

6 提供方法等

(1) 予約及び受渡し

スマートフォンを使用する場合、予約は原則として借上日の前日（土日祝日の場合は直前の平日）から起算して3日前（土日祝日を除く。）の17時までに行うこととし、受渡しは借上初日の16時まで、4に規定する納入場所での手渡し又は配送（着荷日から料金が発生する場合は、借上初日指定で着荷のこと。）により行うこととする。その際の配送料等の費用は利用料金に含むものとする。

(2) 返却

返却は、借上最終日の翌日（土日祝日を除く。）に4に規定する納入場所での手渡し又は配送（発送）により行うこととし、その際の配送料等の費用は利用料金に含むものとする。

(3) 事前キャンセル

予約後、受注者がスマートフォンを手渡し又は発送するまでの間に、発注者の都合により受注者にキャンセルの通知をした場合は、キャンセル料、配送料等その他一切の負担なくキャンセルできるものとする。

7 利用料金

(1) 利用料金はレンタル料、インターネット使用料、SMS通信料（SMS機能付加時のみ）、通話料（音声通話機能付加時のみ）からなり、配送料等その他一切の費用を含むものとする。

(2) レンタル料は、使用日ごとに1日単位の定額で定めるものとし、また、インターネット利用の有無にかかわらず発生するものとする。

(3) レンタル料の発生日数は、6(1)の予約の際通知する、借上初日から借上最終日までの日数とする。

(4) インターネット使用料は、インターネットの使用実績に応じて発生するものとする。（定額制とする場合は、使用量に応じた最も安価なプランを提案すること。）

8 請求

請負者は、4に規定する各借上期間の履行完了後、別紙単価表のスマートフォン利用料金を集計した支払請求書により、関東管区警察学校に利用料金を請求すること。支払請求書には、レンタル日数、台数、単価、利用料金等の明細を記載すること。

9 留意事項

質疑及び詳細については、会計課調達係（042-321-3441 内線263）まで照会すること。

10 契約に関する条件

(1) 支払条件は、履行完了後適法な支払請求書を受領した日から30日以内とする。

(2) 支払遅延利息は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。

- (3) 納入期限の遅滞による賠償金は、納入期日の翌日から完納日までの日数に応じ、未納入物品の契約金額に、本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。
- (4) 契約解除に対する違約金は、本契約条項を履行しないときは契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。
- (5) この契約に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、協議の上解決する。
- (6) 仕様書に定めのないその他の条件については、受注者の利用規約によるものとする。

単価表

スマートフォン 1台

品目	金額
レンタル料	円/日
インターネット使用料（データ通信料）	円/日

※ 上記の料金には、消費税は含まない。

※ 配送料、諸経費等は、レンタル料に含むものとする。